



## 公職選挙法に基づく「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付と住民基本台帳制度におけるDV等支援措置について

### 質 問

A男が、妻であるB女の委任状を持参して、公職選挙法（以下「公選法」という。）に基づく「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付申請を行ったのですが、B女は、本市において、A男を加害者としてドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置（以下「DV等支援措置」という。）を受けています。A男の交付申請を拒否すべきでしょうか。

### 回 答

#### 1. 住民基本台帳制度に係るDV等支援措置について

##### ①住民基本台帳の閲覧等の制度

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）制定時には、何人でも閲覧又は交付の請求ができるとされていましたが、個人情報に対する意識の高まり等を背景として、3度の法改正により、閲覧又は交付の請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、不当な目的によることが明らかなき等には請求を拒否できるとされました。

##### ②DV等支援措置

さらに、平成16年の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部改正により、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を検索することを防止し、被害者の保護を図るための措置として、被害者の申出を受けた市町村長は、支援措置が必要と判断した場合、①加害者による閲覧又は交付の請求を拒否する②第三者による請求についてもなりすましや加害者の依頼を受

けた者による請求を防ぐため本人確認や請求事由等を厳格に審査する、という措置が講じられることとなりました。

また、最初に申出を受けた市町村長は、申出者が他の市町村（前住所地や本籍地等）に対しても併せて支援措置を求める場合には、申出書の写しを当該市町村長に転送することとされています。転送を受けた市町村長は、支援の必要性を確認し、同様の措置を講ずることとなります。

##### ③DV等支援措置に係る住民基本台帳関係部局との連携

平成17年3月25日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知では、支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についても同様の措置が円滑に講じられるよう、住民基本台帳担当部局は選挙管理委員会と連携を取ることが適当であるとし、また、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」（平成21年5月総務省、以下「DV評価書」という。）において、「住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること」等が勧告され、市町村の住民基本台帳担当部局は、当該市町村内の関係部局に対し、必要な情報を提供することにより、これらの部局との連携に努めることが必要であるとしています（事務処理要領）。

#### 2. 公選法に基づく「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」について

##### ①都道府県の議会の議員及び長の選挙権

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権は、日本国民であり年齢満20歳以上の者で、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者

が有するとされており（地方自治法第18条及び公選法第9条第2項）、都道府県の議会の議員及び長の選挙権は、基礎的地方公共団体である市町村の選挙権を有する者が有するとされています。さらに、引き続き同一都道府県内の他の市町村の区域内に住所を移した場合でも、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」という要件に関わらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有するとされています（公選法第9条第4項）。

### ②引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の交付

都道府県の議会の議員及び長の選挙において、上記のように、引き続き同一都道府県内の市町村に住所を移した選挙人が、従前の市町村において投票しようとする場合には、選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書」を提示しなければなりません（公選法第44条第3項）。

「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書」とは、その内容が、①従前都道府県の選挙の選挙権を有していた市町村から引き続き同一都道府県内の他の市町村に住所を移し、②転入後引き続きその市町村に住所を有していることを証明するもので、これらのことを公的に証明することのできる者が証明した文書と解されており、当該選挙人は、いずれかの市町村の長に対して、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付を申請することができます（公選法施行令第34条の2第1項）。また、そのような申請があった場合、市町村長は、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有すると認めるときは、直ちに当該証明書を交付しなければなりません（公選法施行令第34条の2第2項）。

当該証明書の交付手続に関しては、公選法施行規則で証明書の様式が定められており、その他に関しては特に定めはなく、市町村長の判断に委ねられています。行政実例（平成10.11.18）では、

「当該証明書の交付が必要な選挙人本人以外の申請でも交付することができる」とされています。

### 3. 本問の問題点

本問の事例で、仮にA男の妻であるB女が、A男の暴力が原因で、別の住所に転入又は転居した場合を考えると、住所地の市町村でA男を加害者としてDV等支援措置を申し出ていれば、A男が住民基本台帳の閲覧等によってB女の住所をつきとめようとしても、市町村の窓口でそれを防止することができます（1-②参照）。

一方、選挙権の行使を確保するため選挙人本人以外の申請でも交付できるとされている「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」は、その証明内容に選挙人の住所が含まれており、仮にA男に当該証明書を交付すれば、B女の住所が判明し、加害行為に及ぶ可能性があります。

ここで、住基法と当該証明書の関係が問題となります。市町村長は、当該証明書を交付するにあたり、住基法に基づく住民基本台帳や住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を使用します。先述のとおり、住基法に基づく証明書の交付等は法改正により厳格化されています（1-①参照）。しかし、当該証明書は公選法に基づく証明書なので、厳格化された住基法の手続には縛られず、従来の公選法の取扱いにより交付することとなります。

よって、本問の事例では、市町村長は、A男の申請に対して、公選法の取扱いにより、B女の証明書の交付手続を行うこととなります。

### 4. 本問の検討

前述のとおり、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付については、公選法の取扱いにより交付することとなりますが、本問のように、DV等支援対象者B女の当該証明書を加害者であるA男が申請に来た場合は、DV評価書の勧告にあるように、「住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局との連携」として、当該事務の担当部局において、被害者情報の管理の徹底を図ることが適当です。

よって、本問の場合は、当該証明書交付部局と住民基本台帳担当部局が連携して（同じ部局の場合が多い）被害者情報を共有し、被害者の身の安全を確保するため、不当な目的による申請として当該申請を拒否することが適当です。また、B女の選挙権行使の確保に配慮するため、場合によってはB女と連絡を取るなど、当該証明書の申請の意思を確認することも必要です。

（大阪府総務部市町村課行政グループ）